

教育基本法第10条と戦争と平和

三輪 定宣

はじめに

この夏、八月二十四日、小田原城址内にある私立旭丘高校では「生かそう憲法・教育基本法、子どもの権利条約の魂を」とのテーマで教育研究集会が開催され、「9・11テロ・イラク戦争から平和・憲法を考える」と題する公開研究会や憲法に関するシンポジウムが開かれた。その日、私はこの集会に参加するため、同校に近い小田原駅に下車すると、「教育基本法」を叫ぶ一群の街宣集団に遭遇した。旭丘高校の集会の宣伝活動かと思ったが、受け取ったビラには、「今こそ『教育基本法』の早期改正を」と書かれた立場の逆の団体・「神奈川県教育を考える父母の会」のキャンペーンだった。平和と教育をめぐる今日の状況の縮図のような光景である。

戦後日本の平和の礎であった憲法・教育基本法がいま、最大の危機に直面している。あらためて、戦争と平和の問題として、教育基本法、とくに国家と教育の原理的關係を規定したその第一〇条を焦点に考えてみよう。

一、軍事体制の構築と教育基本法の「改正」動向

二〇〇三年三月発足の教育改革国民会議の論議（同年二月、最終報告）以来、教育基本法「改正」が政治の舞台に浮上している。今年（二〇〇三年）三月、

中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画」が発表され、「二一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から（中略）教育基本法を改正する」との方針が打ち出された。また、その行政措置として、教育の総合国家統制戦略ともいふべき「教育振興基本計画」の作成や、その法的根拠として、「（教育行政が行う）『必要な諸条件の整備』には、教育内容等も含まれる」との観点の教育基本法一〇条「改正」方向が提示されている。ここでは、教育内容の国家主義と教育の国家統制はセットであり、「日本人の育成」をめざす「愛国心」や日本の「文化・伝統」の教育推進のため、教育内容に対する国家の積極的介入が主張されている。

この答申に基づき、七月期限の第一五六国会に同法「改正」案が提出される予定であったが、国民世論の反対の前に、当面、見送られた。戦後初期を除き、政府・与党は、一貫して教育基本法を軽視または敵視し、しばしば「改正」を目論んだが成功せず、それは長年の宿願となっていた。事態は予断を許さない情勢にある。

その背景はなにか。冷戦体制の崩壊とともに、アメリカのネオコン（新保守主義）の台頭、一極集中的経

済・軍事体制の支配、覇権主義・単独行動主義などが顕著になり、日本では一九九六年以降の日米新安保体制のもとで、対米従属的軍事同盟と連動して、教育の国家主義が強化されている。その集約的動向が教育基本法「改正」であり、二〇〇三年七月、有事関連三法やイラク支援特措法の成立と同時期にそれが企図されたのはその端的な現われといえよう。八月発表の『防衛白書（二〇〇三年版）』が、有事関連三法を防衛政策の「歴史的転換点」と強調し、アメリカのイラク戦争に追従し、日米軍事同盟の「世界化」と自衛隊の常時海外派兵体勢づくりを前面に押し出したことは、新しい戦争体制の公然たる表現にほかならない。このような事態を反映し、八月六日の広島市長平和宣言は「時代は正に戦後から戦前へと大きく舵を切っている」と危機感を募らせている。折りしも、小泉首相は、自民党結成五〇周年の二〇〇五年を期し、憲法「改正」の検討を指示している。

二、平和に関する憲法と教育基本法の 一体的規定

一九四七年に施行された憲法・教育基本法は、国連憲章やポツダム宣言の履行などの経過・背景に示され

るように、第二次世界大戦の未曾有の惨害・犠牲とそ
の中から、内外の平和への悲願を込めて制定された。

特に教育基本法が、教育勅語を頂点とする完璧な教育
の国家統制のもとで、天皇制軍国主義の注入、侵略戦
争遂行の道具と化した痛恨の過ちへの厳しい批判・反
省のもとに制定されたことは周知の事実である。ちな
みに、昭和戦前期には荒木貞夫陸軍大將が文部大臣に、
鈴木貫太郎海軍大將が教育審議会総裁（会長）にそれ
ぞれ就任するなど（一九三八年）、軍部が教育を丸ごと
支配し、戦争に総動員した。

今日、新たな戦争準備体制下ともいうべき状況にお
いて、戦争防止装置である平和に関する憲法と教育基
本法の一体的規定が、あらためて注目され、重視され
なければならぬ。よく知られた条文であるが、関係
部分を引用してみよう。

憲法前文Ⅱ「日本国民は、政府の行爲によって再び
戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決
意」し、「恒久の平和を念願し（中略）平和を愛する
諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存
を保持しようと決意した。（中略）われらは、全世界
の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のう
ちに生存する権利を有することを確認する。」

同九条Ⅱ「日本国民は、正義と秩序を基調とする国
際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力
による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手
段としては、永久にこれを放棄する。（二項）前項の
目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これ
を保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」
憲法と一体の教育基本法の前文は、つぎのようにの
べている。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的
で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉
に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、
根本において教育の力にまつべきものである。」

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求
する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしか
も個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底し
なければならない。

ここに、日本国憲法の問題に則り、教育の目的を明
示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、こ
の法律を制定する。」

これを受け、「教育の目的」を定めた第一条は、
「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社
会の形成者として（中略）心身ともに健康な国民の育

成を期して行われなければならない。」と明記している。

平和国家の建設は、立法当事者の総意であり、同法制定議会におけるつぎのような意見もその一端であった。高橋誠一郎文部大臣は、教育基本法の審議自体が日本の「平和国家の建設」の努力を世界に知らせることであるとの見解をのべ、永井勝次郎議員は、「人格の完成」について、「今後の日本は従来最も欠けておった国際的な強調、国際的な広さにおける人格の完成」の必要を説いている。これに答え、辻田力政府委員は、「平和的な国家及び社会」の「社会」には「国際社会」を含み、「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす」との条文は、「普遍的にして、世界的な、協和的に広い視野のもとに文化をおし進め、創造していくことをうたった」ものと答弁している（衆議院・教育基本法委員会議録、一九四七年三月十四日）。国際平和を希求する人間の育成が、「人格の完成」の内実として格別に重視されていたことが注目される。

三、教育基本法一〇条の意義と戦後教育における役割

これらの条文やその立法者意思が示すように、教育基本法の総体が、平和的な国家・社会の形成者の育成をめざす教育基本法制であったが、国家の教育内容への不当な介入を禁じ、平和のための教育を保障する制度原理・枠組みを規定したのは一〇条であり、その意味で、同条は同法の根幹、真髄であるといつてよい。それは、つぎのような条文である。

「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に直接に責任を負って行われるべきものである。」

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」

それは、国家と教育の原理的關係を規定した教育法制史上、画期的な条文である。その關係とは、国家は教育内容（内的事項）に介入せず、「人格の完成」「平和的な国家や社会の形成者の育成」などの「教育の目的」の実現に必要な教育条件（外的事項）の整備確立を国家の役割として明確にし、かつ、そこに任務を限定したことである。

一項は、教育に対する政治的官僚的支配をはじめとする「不当な支配」の禁止を明記し、国家による教育統制の歯止めとなる制度原理となっている。二項は、

「教育行政」を行う主体である国や自治体にこの「自覚」を求め、その前提のうえに、「人格の完成」(一条)をめざすという教育固有・独自の「教育の目的」を「遂行するに必要な諸条件」を教育行政の「目標」として明示している。それは、「平和的な国家及び社会の形成者」の育成など教育基本法の定める「教育の目的」を遂行するための教育行政を奨励するものと解されよう。

教育基本法、特に一〇条は、戦後教育史において教育の国家統制の防波堤の役割を果たしてきたことは多くの事実が示している。例えば、一九五三年の池田・ロバートソン会談では、日本の防衛力強化や、そのための「愛国心」教育の推進が密約されたが、その際の覚書がのべているように、憲法九条や占領下の「平和教育」がその壁となり、アメリカの想定、要求する部隊三丁三五万人には遠く及ばないまま今日に至っている(二〇〇二年現在の自衛隊規模は二六万人)。

その後、この密約の方針に沿って、教師の政治活動・教育の統制(一九五四年)、教育委員の任命制(一九五六年)教師の勤務評定、校長の管理職化、学習指導要領の試案から告示への法的拘束力の付与、教科書検定の強化(一九五八年)など、相次ぎ教育の国家統

制のための制度化が進むが、教育基本法一〇条の壁が立ちふさがり、教育への露骨な権力統制は阻まれてきた。

それゆえに、同条は、政府・自民党の攻撃的となり、その空洞化的解釈・脱法的政策・行政がすすむられ、国家と教育をめぐる裁判では常に大きな争点となってきた。

しかし、戦後教育裁判史上の画期となった一九七六年の学力テスト最高裁判決では、一〇条の解釈論争で国は敗北を喫したも同然となった。判決はつぎのようにのべている。

「教基法(の制定は―筆者註)戦前のわが国が、国家による強い支配のもとで形式的、画一的に流れ、時に軍国主義又は極端な国家主義的傾向を帯びる面があったことに對する反省によるもの」であり、とくに「教基法一〇条は、教育と教育行政との関係についての基本原理を明らかにした極めて重要な規定」である。「教基法一〇条一項は、いわゆる法令に基づく教育行政機関の行為にも適用され」、「一〇条が教育に対する権力的介入、特に行政権力によるそれを警戒し、これに對して抑制的態度を表明したものであり、「教育に對する行政権力の不当、不要の介入は排除される

べきである。」「子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家介入は（中略）憲法二六条、一三条の規定の上からも許されない。」

この判決は、教育基本法の歴史的意義を論じ、一〇条について立法者意思に忠実に解釈しており、学習指導要領や教科書検定の規制の弾力化をはじめ、その後の教育裁判や立法・行政に隠然たる影響を与え、国家の教育内容への権力的・恣意的介入の一定の歯止めとなったと評価できる。

一九九七年の教科書裁判最高裁判決は、七三一部隊（日本軍の中国での人体実験部隊）に関する教科書検定（全文削除）を違法と判定し、国の侵略戦争美化の検定方針を退けたが、それも前掲判決をベースにしている。

おわりに

人類社会にとって、二〇世紀の最大の悲劇、第二次世界大戦の教訓は、二一世紀に確実に継承されなければならない重要な課題である。その点で、一九九九年、オランダのハーグで開催された世界市民平和会議の決議リハーグ・アジェンダ（国連総会に提出、その全公用語に訳され、全世界の国家元首に送付）第一に、日

本国憲法九条の全世界的普及が掲げられ、平和の確立をめざす人類社会の最優先の平和行動綱領として確認されたことが想起される。「公正な世界秩序のための一〇の原則」の第一は、「各国議会は、日本国憲法第九条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」。第九は、「平和教育は世界のあらゆる学校で必修にすべきである」などである。

教育基本法、特にその一〇条は、国家権力の教育への不当な支配を禁じ、戦争体制の復活強化の温床を、国民意識形成の次元で抑止し、根絶する制度原理であり、これからの国際社会の共通規範、指導原理として生かされるべきかけがえのない人類的教育価値といえるであろう。そのためには、まず、日本国民が、その意義を自覚し、教育に生かすとともに、教育基本法「改正」の最大の危機にあって、総力をあげ、その全体とともに同条を守り抜くことが当面の課題である。

（みわ さだのぶ・帝京平成大学教授）

